

ともに生きる社会づくり～人権尊重社会の実現にむけて～

鳥取県知事 平井伸治

皆様、こんにちは。

本日は、盛会裏にこの研究集会が開催されますこと、心からお祝いを申し上げたいと思います。本当に暑い日でございます、熱中症にも十分注意をされながら、すばらしい一日を過ごしていただければと思います。

本日、この集会でございますけれども、松井会長様、さらには中田委員長や田中会長、また地元の白岩副実行委員長はじめ、多くの皆様が力を寄せ合って開催をしていただきました。先ほどは地元の深澤市長や、あるいは県議会議員の皆さん、多くの関係者の皆様も相そろいましてオープニングされたところではありますが、ぜひ皆様のお力でこの鳥取県こそ人間が人間として暮らしていくのにかげがえのないふるさと、最も最先端をいくふるさとだと言えるように、皆さんにもお力をいただきたいと思います。

私も何げなく暮らしてはいますけれども、袖振合うも多生の縁、周りの人たちとともに生きていくのがこの社会です。社会の中にはいろんな方々がいらっしゃるわけでありまして、多数を形成して自分もその中にもいることもあれば、少数者の中に入ってしまうということもございます。民主主義のすばらしいのは、個人の人権が尊重されていることが出発点となり、その上に多数決の原理も含めて話し合いをし、さまざまな意思決定をみんなでやっていくことにあるのだろうと思います。時に多数者が全て自分たちだけが正しいというふうに思ったり、少数者のことをさげすんだりすることがあるかもしれません。

ついせんだってまで、鳥取県もスターバックスがないと言われて、全国の人たちからばかにされていたわけです。ネットを見ても、島根にはできたが、鳥取にはないじゃないかということがありますが、私たちは、いや、スナバ（鳥取砂丘）があるんだというふうにはね返しにいったわけです。それは、私もいろんなネットの意見を見ていて思ったわけでありまして、ふざけるなというようなことも書いてあることもございます。小さい県であるがゆえに何かばかにされたような、そういうような論調も見られないこともない。ネット社会は、残念ながら無責任な言動も出てくるわけでありまして、そういうことに会うこともあります。では、これを逆手にとって、鳥取の自然を宣伝してやろうじゃないかというのがあの騒動のきっかけであったわけでありまして、ついこの間は、米子にスターバックスができるという話まで出てまいりまして、前回鳥取に来るときは、スターバックスも実は内々ある程度断りに来られました。今回米子に出られるときは、一切お話がございません。多分懲りたんだと思います。前回さんざん鳥取県に利用され尽くしまして、骨までしゃぶられたような感じがございましたので、今回は黙って出そうかということだったのでないかと思いますが、ともかく、事ほどさようでございます。その辺は私たちも戒めながら、みずからも省みて考えなければならぬのだと思います。

マララ・ユスフザイさんという少女がいたわけでありましたが、一遍に世界中で有名になりました。国連で演説されたときに、こんな言葉が一つ印象に残りました。”Let this end with us.”これは私たちの時代に終わらせなければならない。”Let us begin this ending.”これを終わらすことを始めましょう。というふうに呼びかけたわけでありまして、この世の中には、まだまだ理不尽なことが残っているわけでありまして、それを気づかされる一言だったと思います。

鳥取県は最近いろんな分野で、こうした人権について先進的と言われることも出てまいりました。考えてみますと、今年と同対審の答申から50年という節目ということになるわけでありまして、もう一年もしますと、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の制定から20年目の節目を迎えるということにもなるわけでありまして。全国に先駆けて人権を大切にしようということが生まれてきました。その大きな原動力になりましたのは、同和対策があったからだと思います。一人一人の人権を大切にしよう、それについて社会的なアプローチと、それから個々人の心の中をきれいにしていく、教育などを通じまして、啓発などを通じまして、本当に心の中での差別をなくしていく、そういう社会づくりに熱心に取り組んだのが鳥取県でありました。きょうはその例をとりながら、障がい者の人権などを一つ中心に取り上げながら話をさせていただければと思います。

せんだって、「あいサポート運動」に、押切もえさんというモデル、女優さんと、それから山野愛子ジェーンさんという東京のほうで大きな美容の学校を開いておられる先生に囲まれながら、「あいサポート大使」の委嘱状交付式をさせていただいたところです。押切もえさんは、ふだんは独特のスタイル、割と洋装が目立つわけですが、この日は和装で、山野愛子ジェーンさんが着つけをされたわけですね。私もバランス上、和服を着ろということで和服を着せられまして、結婚式以来でしたが、とても結婚式としてはふつり合いなカップルになっております。実はこのとき、障がい者の方にも和装を楽しんでもらおうという趣向がございまして、3人以外の方々は皆、障がい者の方々でいらっしゃいます。こうして障がい者の方も和服を着まして、大変うれしそうに、多少はにかみながら楽しんでおられました。一人一人の方が輝く瞬間がある、それがこの鳥取県であります。

「あいサポート運動」という障がい者とともに生きる運動を展開してまいりました。この「あいサポート運動」でございまして、障がいを知るということ、そして、障がいを知った上で、ともに生きていくちょっとしたエチケットなり知恵を持つということでもあります。そうした研修を経て、「あいサポーター」のバッジをつけるということを運動の骨子といたしておまして、企業や団体の協力者としてのあいサポート企業・団体の登録制度などもあり、また、「あいサポート運動」を広げていくメッセンジャーもあり、先ほどのように、押切もえさんのような「あいサポート大使」の任命ということも進めてまいりました。

障がいというのは、「disability」という言葉で言われているわけでありまして、何かできないところがある、例えば手が不自由であるとか、足が不自由であるとか、目とか耳とか、あるいは

重たい病気であるとか、さらに知的障がい、発達障がい、そうしたこともあるわけであります。それぞれに特性があるわけですね。例えばてんかんであれば発作というものがある。そういう発作に対してどういうふうに対処したらいいのか、それを私たちも理解しながらサポートをしていく。

例えば目の不自由な方がいらっしやっただとして、その方が信号で待っていたとします。音のない信号でどうしたらいいかわからないという風情であつたらどうするか。そのときに、いきなり手を引っ張ってしまつては誘拐されるのではないかと非常に不安がられます。ですから、まずはお声がけをする。どうなさいましたか、どちらに行かれるのですか、お手伝いしましょうかということをする。これはなぜか。その方も人間としての尊厳を持っているからです。何か「disability」、できないことがあるからといって、ただ施してあげるということではありません。その方も意思があるわけでありまして、まず、それを確認しなければなりません。その上で、単に引っ張ると驚きます。ですから、男性が女性をエスコートするときにもあるように優しく、例えば手を肘のあたりかどこかにかけてあげて、では、一緒に行きましょう、私が案内しますと言って、そうして連れ出すというのが本来であります。簡単なことなのです。人間が人間とつき合っていく、そのエチケット、健常者同士でもあるように、健常者と障がいの間にもあるはずであります。それを理解した上でサポートをしようというのが「あいサポート運動」であります。

この「あいサポート運動」は、県内でもいろんな形で広がっていきまして、さまざまな会社での研修会だとか、またメッセンジャーの方の講習なども開かれるようになりました。我々も大変に驚いたのは、この「あいサポート運動」が県外へと広がっていることでもあります。島根県、広島県、さらには奈良県、長野県と広がりにまして、さらに埼玉県由市町村へと広がりました。実は、明日、私も山口のほうに向かひまして、この週末に「あいサポート運動」に山口県が加わる協定書の調印式がございます。いよいよ山口県にも広がります。さらに今、和歌山県もこの「あいサポート運動」に加わろうかというふうに検討をされておられます。このようにどんどん、鳥取県で生まれた人権を尊重する「あいサポート運動」が今、広がってきています。海外では、江原道も加盟することになりました。地方発のこういう障がい者に関する運動としては非常に珍しい広がりを見せているところです。

国のほうで障害者差別解消法が施行されまして、私ども鳥取県ではこの「あいサポート運動」をベースにして、これが施行される平成28年4月1日、来年の春までに体制を整えようということにさせていただいております。それに向けまして、県庁内でも部局横断的なチームをつくりまして、障がい者が暮らしやすい鳥取をつくろうということを始めました。ちょうど東京オリンピック・パラリンピックも開かれるわけでごさひまして、日本中がこれを目指してこの国の、いわばホスピタリティー、暮らしやすさというものを追求しようとし始めました。

先般、全国知事会議が開催されまして、東京都の舛添知事とも親しくお話を何度もさせていただきました。その中で認識を共通にして意気投合したのは、パラリンピックを目指して障がい者が暮らしやすい地域社会を東京だとか、あるいは鳥取だとか地方を問わず、全国で進めていこうではありませんか、その中で、障がい者の芸術文化、スポーツということも普及をしていきましょ

うと、このようなことで意気投合させていただいたところです。このことを後にお見えになりました遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣にも申し上げまして、大臣からも御賛同のお話があったところです。その証左として、鳥取県でも来年、パラ陸上の日本大会を誘致するという事など、今始めてきているところです。

我々のこの運動に対しまして、各方面からも支援の手が差し伸べられるようになってきました。例えば日本財団もそうですけれども、鳥取県が進めております障がい者施策に共鳴をされ始めました。そんな協力もいただきながら、鳥取県でも障がい者の予算を、私が就任して以来、急速に増やしてきているところです。今、日本財団さんともお話をさせていただいているのは、地方創生の一つのモデルとして鳥取県を使ってもらえないだろうか、その際に障がい者の方と健常者の方がともに暮らしやすい、そういう社会的なインフラストラクチャーを整えていったり、さまざまな事業を行ったり、そういうことも一つの選択肢としてあるのではないのでしょうか、というふうに、今、提案をさせていただいているところです。

鳥取県では、「支え愛」の活動ということも始めてまいりました。若い方々、子どもたち、障がい者、高齢者、健常者、そうした皆さんがともに生きていく、支え合っていく、そんなモデルをつくろうということでもあります。例えば「照陽（てるひ）の家」というものは、これを全県的に今広めようとしているものの一つでありますけれども、子どもたちと高齢者がお互いに交流をしよう場をつくる、そうした形でサポートしていくような居場所をつくっていくものです。この鳥取型共生ホームを全県展開していこうというふうに考えているところです。

また、障がい者の方とのコミュニケーションがとりやすいようなアクセシビリティ、カラーユニバーサルデザインについてですが、何げないカレンダーも赤い休日のマークと薄い土曜日の表示、これを緑赤の色覚障害の方がごらんになりますと、祝日と土曜日の区別がつきにくい、皆様容易に想像できようかと思えます。このようなカラーユニバーサルデザインという観点で、今、鳥取県で洗い出しを始めておりまして、来月、その結果の検証をしようということさせていただいております。これは色の問題でありますけれども、段差の問題だとかさまざまな形でユニバーサルデザインを図ろうとしております。

今、布勢の総合運動公園、コカ・コーラウエストスポーツパークで来年、障がい者のスポーツ大会、パラ陸上を開催しようとしております。今、そのためのバリアフリー化をしようと、9月の議会に提案しようと考えております。その日本パラ陸上競技選手権大会であります、これは来年の4月30日と5月1日に開催されまして、それで、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの予選大会がこの鳥取県で開催されるということになります。

実は、大阪で毎年、このパラ陸上をやっておりました。しかし、地方で初めて開催されるというときに、鳥取県を選んでもらう、誘致をさせていただいたところでもあります。先般の大阪のパラ陸上大会では安野選手が、若い選手でありますけれども、車いす800メートルで優勝、日本新記録をつくりました。また、野田選手という有望選手もいまして、鳥取県でもそういう選手が現実に育ってきているところです。

障がい者の芸術文化活動を支えよう。昨年はとりぎん文化会館を中心といたしまして、障がい者芸術・文化祭、「あいサポート・アートとっとりフェスタ」を開かせていただきました。その後継事業を今やり始めているところでして、このたびも障がい者と健常者が一緒につくる「鳥の劇場」の舞台が開かれることとなります。「じゅう劇場」という舞台でありますけれども、昨年はチェーホフをやりましたが、このたびロミオとジュリエットをやるということです。結構難しい演劇でも真剣にみんなで一緒につくり上げていく、そのことが障がいを乗り越えていく上で重要なことというふうにも拝見をさせていただいたところです。

また、全国的な取り組みとして、東京都とか鳥取県とか、そうしたところがタイアップしまして、カルチュラル・オリンピアドといわれます文化芸術の祭典を開こう、このムーブメントを始めたところです。ぜひ2020年に向けて、その一翼を鳥取県でも障がい者芸術文化の観点などで担っていければと思っております。

最近、鳥取県が目ざされたのは手話言語条例の制定でした。これは平成25年10月8日に成立しまして、全国からろうの方々がかこ鳥取県に集い、鳥取県議会の議場で静かな声援を拍手で送ったところでした。その喜びが、今、全国に広がり始めているところです。つい先週末も石川県のほうに行つてまいりまして、手話言語条例をつくらうというシンポジウム、手話言語法制定に向けて運動を起こそうというシンポジウムに呼ばれたところでした。鳥取県に対する評価が広がっております。現実にも、神奈川県とか群馬県でも手話言語条例がつくられ、そのほか市町村レベルでも制定されてきておりますし、国のほうの手話言語法あるいは総合コミュニケーション法といわれるようなもの、そうしたものをつくらうという動きも、今、議員の間では広がり始めているところですが、そのきっかけをつくったのは鳥取県にほかなりませんでした。

手話というのは非常に便利なコミュニケーションのツールですけれども、しかし、まだまだこれに対する見方、冷めたものもあつたわけでありまして。現実はこの手話言語施策について言えば、国のほうでは60年間にわたりまして、教育現場で手話の利用というものが制限されるというか禁止をされてきた、公認されていなかったという時代が続きました。世界的にも130年にわたり、そういう時代が続いていたわけでありまして。21世紀の声がか聞こえるようになりまして、それでようやく世界中で動きが変わつてきて、その中で国連における障害者権利条約というものがか結ばれるということになります。その中で、手話が公認されることがかありましたし、フィンランドを初めとして欧米において手話を法律で認める、憲法上位置づけるという動きがか広がつてきたところです。

鳥取県でもそうした動きがかありまして、手話言語について私どもでも公認をしようというふうにか動きを始めました。それは、一つにはちょうど平成18年に国連の条約の動きがかあり、19年にそれが制定されていよいよ広げようということになつてきました。そのときに、ちょうど私が県知事に就任をさせていただいたところでして、将来ビジョンをつくらうというふうにか動いていたわけですが、それまでは、将来について中長期的な計画というのは、鳥取県はつくらないという県だったわけですが、それでは県民の皆様とこれからどうやって県づくりをしていったらいいのか、その共有ができないということで、将来ビジョンを制定させていただきました。ちょうどそのころが、手

話を言語として認めようという動きが世界中に広がった頃であったわけです。

公聴会の会場で、将来ビジョンの中にぜひ手話を言語と認めることを入れてくれというお話がありまして、私のほうでも、それはそのとおりだというふうにお答えを申し上げ、結果として将来ビジョンに手話が入りました。これが全国で唯一だったわけですし、関係者から注目をされることになり、鳥取県で手話言語条例を最先端でつくってくれないか、国がなかなか動かないということでお話があったところです。それを受けて、私どものほうでは手話言語条例を制定させていただいたところ、それで一気に火がついたわけです。

大変にびっくりしたのは、先般の統一地方選挙で2人のろう者の方が区議会議員や市議会議員に当選されました。その背景に本県が存在があったようでありまして。兵庫県明石市の市議に初当選をされたろう者の方は言うておられました。鳥取県の手話言語条例制定に触発されて、これから手話を言語と認める、そういうことをやらなければならないということで市議を志すきっかけになりましたというふうにインタビューで答えておられるのです。鳥取県の動きがそういうふうに現実に他の地域の人権にも響き合ったところが出てきたということです。

私たちの手話言語条例に基づきましてさまざまな手話施策を進めようとしておりまして、特に学校現場でテキストをつくり、サポーターをつくったりしましてそれを広げてまいりました。このハンドブックを使ったり、それから手話普及支援員により各学校へサポートする仕組み、これを昨年度から始めたりしまして、おかげさまで教育現場でも広がりが出てきました。これは、実は他県では驚きを持って受けとめられております。ここをぜひやってもらいたいという願いは全国に共通してあるわけでありまして、なかなか遅々としてそういうわけにはいかない。しかし、鳥取県が先陣を切ってこれが現実に進み、さまざまな形で手話を覚える子どもたちが生まれてきている。これは20年たってみれば、その子たちが大人になって社会で活躍するわけですので、そうするとどんどんコミュニケーションがやりやすくなる、そのきっかけにもなるというふうに期待をされているところであります。

また、ICTを利用した遠隔手話サービスもあります。高校生の「手話パフォーマンス甲子園」は、ことしは米子で開催ということになります。鳥取県では3校が予選を通過いたしまして、20校中3校は地元であります。正直申し上げて、1校は地元枠でございましてけれども、あとの2校は成績、得点で堂々と予選を突破しました。それだけの実力が鳥取県内の学校、生徒さんに備わっているということでもあります。鳥取城北高校も「手話パフォーマンス甲子園」のほうも突破をしてきました。ぜひ野球の甲子園のほうでも突破をしてもらいたいというふうに思います。

また、子どもたちのいじめの問題あるいはDVの問題、これについても、鳥取県でも里親をふやしたりということが広がってまいりましたし、また、子どもたちの相談のネットワークをつくらせていただいたり、そういうような動きをしてきています。DVの防止も先進県として知られているところです。いじめにつきましては、いじめ防止対策推進法ができたこともございまして、鳥取県独自で、もしいじめがあったときの検証の委員会をつくらせていただく仕組みもでき上がり、また、いじめ問題対策協議会というのを開催するというのも出てきております。子どもたちの育ちを保障する、

そういう子育て王国の支援策をいろいろと打たせていただき、このたびも6月の県議会で保育料の第3子以降の無料化、それから小児医療費の高校生までの拡充という全国で最先端の対策もとらせていただきました。問題はこういうことだけでもないと思うのです。本当に子どもたちが伸び伸びと伸びていけることを目指していかなければなりません。

女性の活躍の場をつくる、それも我が国の大きな課題でございます。鳥取県でも女性の活躍加速化を進める会議が立ち上げられまして、推進企業のみならず、「輝く女性活躍パワーアップ企業」というものをこのたび3社、指定をさせていただきました。恐らくもう20社ぐらいポンポンとまた追加で手が挙がるような状況にもなってきています。ワーク・ライフ・バランスを進めたり、イクボス宣言、これも企業の方々、あるいは自衛隊、あるいは警察、私ども県庁等々、みんなで宣言をしまして、今、例えば鳥取銀行さんでは全管理職がイクボス宣言をするなど、広がりを見せております。

ちょうど岸田外務大臣がマレーシアで北朝鮮の外務大臣と話をしましたけれども、日朝の政府間の動きも今出てきたところではありますが、拉致という究極の人権問題も未解決のままでありまして、この辺の救出に向けた動きも進めてきているところです。

最近、世界や日本で話題になっておりますのは、アメリカの各州で相次いで性的マイノリティーに対する支援措置が定められるような動きがあり、日本でも渋谷区で広がってきました。また、非常に残念なのは外国人に対する差別でございまして、ヘイトスピーチが社会問題化しているわけでありまして。このように人権問題はまだ今なお我が国にも影響があるし、考えなければならぬ課題も時代の推移とともに動いているわけでありまして。

同対審の答申が出されて50年ということで、社会的な環境整備というのは確かに進んできたと思えますが、心理的なバリアの問題、この辺についてははまだ課題があるというふうに考えられます。鳥取県でも人権の意識調査を昨年させていただきましたけれども、これにおいてさまざまな結果も出ており、同和問題が最大の人権課題であり、2番目は、障がい者の課題だということでありました。また、その次あたりは外国人とか、そうした人権問題があるのではないかというのが県民の意識のようでございます。

全国に先駆けてつくりました人権尊重の社会づくり条例でございます。これも来年で20年目の節目を迎えることとなりますが、それに向けた人権の意識調査を昨年行いまして、今、基本方針の改訂作業に着手したところでございます。鳥取県独自の人権相談ネットワークをつくりまして、大体年間500件ぐらい相談が寄せられるようになってきております。このように社会のいろんな資源を活用して、私たちは手をつないで人権というものを大切にされる社会の構築を目指していかなければいけません。県内の各機関とも連携をし合い、そして、さまざまな啓発活動も今後も展開をしていったり、先ほどの手話言語条例のような、制度的な措置も果敢にとったりしてい

なければならぬと思います。それが全国で初めての人権を尊重する社会づくり条例をつくった鳥取県の責務だと思います。

しかし、その担い手はお集まりの皆様にはほかなりません。一人一人、関係の方々が力を合わせる事、声を上げること、信念を持って決断をし、行動をすること、それがなければなりません。また、さまざまな問題があることに気づける感性をそれぞれのお集まりの皆様が持つことが出発点となります。

鳥取県の人権意識調査の現状でございますが、なお17%の方が過去5年間で人権侵害と考えられる経験があるということございまして、根絶をされたわけではないということでもあります。社会の中にいつまでも病気があるように、やはりこの課題については常に対峙をしなければならないことだろうと思います。今、その基本方針改訂に動き始めたところでございます。

マララ・ユスフザイさん、ノーベル平和賞を受賞されたときにはこのようにも言っておられました。“We should all fight for our rights, for the rights of children, for the rights of women and for the rights of every human.” 私たちはこれからそうした戦いをしていかなければならないのです。私たち自身の権利、子どもたちの権利、女性の権利、そして、あらゆる人間の権利のために戦わなければなりません。ということをお述べおられました。小さな体から大きな志をお述べおられましたが、その言葉は世界中の胸を貫いたわけですね。

皆様とともに人権が尊重される社会、皆が住んでよかった、生きてよかったと言える鳥取県を目指してまいりたいと思います。本日のこの研究集会の大成功をお祈り申し上げ、40年にわたり回を重ねた皆様の御努力に対しまして心からの敬意を表し、感謝を申し上げます。メッセージといたします。どうもありがとうございました。(拍手)